

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	22 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年3月まで

申立期間当時、私は学生でA市に住んでいたが、申立期間の未納通知が届いたので父親が一括して国民年金保険料を納付してくれた。

私も父親も、未納通知は私が帰省する際に持ち帰ったものか、実家に送られてきたものなのか、よく覚えていないが、父親はA市とB市の両方で保険料を納付したとしており、同市役所の職員に「A市に現住所のある者の保険料をB市内で納付してもよいか。」と尋ねたところ「どこで納付しても同じなので可能である。」と言われて納付したとしている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は国民年金の強制加入対象期間中に一部加入していない期間があるものの、加入期間について保険料が未納とされているのは申立期間のみである。

また、申立人は、未納通知が届いたので、父親が一括で保険料を納付してくれたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号はA市に居住していた平成4年6月23日に払い出されており、被保険者資格は、申立人が20歳に到達した3年\*月\*日に遡って取得したことが確認できる。この手帳記号番号払出時点を基準とすると、申立期間は既に納付期限は経過していたものの、時効は成立しておらず、保険料を過年度納付することは可能であり、申立人に対して納付書が送付されたと考えられることから、申立人の主張に不自然さはない。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする父親は、国民年金制度開始当時から60歳到達まで保険料の未納は無く、昭和57年からは前納しており、保

険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

加えて、申立期間直後の平成4年度の保険料は平成6年5月に、5年度の保険料は7年5月にそれぞれ一括して過年度納付されていることが確認できる上、父親は一括して保険料を納付したことが3回あるとしていることから、納付意識の高かった父親が4年度及び5年度の保険料と同様に6か月と短期間であった申立期間の保険料についても過年度納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から52年4月まで

申立期間について年金事務所に照会したところ、「厚生年金等加入の理由で資格訂正及び還付処理がされている。」との回答があった。還付されたかどうかについて明確な記憶は無いが、私は申立期間当時には自営業を営んでおり、厚生年金保険等に加入したことは一切無い。申立期間は還付されている期間ではなく、保険料納付済期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月13日に払い出されていることから、この頃に加入手続を行ったものとみられ、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した43年2月に遡って申立期間に係る国民年金被保険者資格を取得し、申立期間については、第2回特例納付、過年度納付及び現年度納付していることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録によると、申立人が65歳となった平成2年\*月に、申立期間の被保険者資格の喪失が追加処理されるとともに、申立期間の保険料が「厚生年金等加入」の理由から、申立人名義の金融機関に還付金として振り込まれたことが確認できることから、申立期間の保険料は一旦納付された後、申立人に還付されたものとみられる。

しかしながら、この還付について、日本年金機構A事務センターでは、「平成2年\*月の裁定請求時の資料が無く、還付理由の詳細は不明である。」としている上、オンライン記録等においても、申立人が申立期間に厚生年金保険等のほかの年金制度に加入していた形跡は見当たらない。このため、申立期間は

国民年金の強制加入対象期間であったと考えられることから、申立期間の被保険者資格を喪失させ、保険料を還付する合理的理由は見当たらず、誤還付の可能性がある。

また、申立人は、申立期間当時には個人で事業を営んでおり、ほかで勤務していたことは無いとしている上、前述のとおり、申立期間中である昭和 50 年 12 月に国民年金に加入し、第 2 回特例納付等により保険料納付を行っていることから、申立期間当時、ほかの年金制度に加入していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年7月から15年3月までの期間及び同年7月から16年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年7月から15年3月まで  
② 平成15年7月から17年2月まで

私たち夫婦の保険料は、妻が月末に納付書で1か月か2か月分の夫婦二人分の保険料を金融機関で納付していた。平成15年3月に自営業を廃業した際、税務署に提出した確定申告書に国民年金保険料を記載して申告し、年末調整を申告する際、私の勤務先に国民年金保険料の領収書を提出していた覚えがあるので、保険料は納付していたはずである。申立期間の確定申告書、源泉徴収票を所持しているので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする妻は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとしており、オンライン記録で保険料納付日が確認できる平成11年5月から14年6月までの期間の申立人夫婦の保険料の納付日は同一日とされていることが確認できる上、申立人は、18年3月及び申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無い。

また、申立人は、平成14年の確定申告書の写し及び15年分から17年分までの源泉徴収票（以下「確定申告書等」という。）を提出しているところ、オンライン記録によると、14年には、同年1月23日に13年11月及び同年12月が納付され、14年6月までの保険料が順次納付されており、17年には、同年3月から18年2月までの保険料が納付されていることが確認でき、17年中の納付額は源泉徴収票の申告額と一致する。同年から税務申告の際に国民年金保険料の領収書や控除証明書などの添付が義務付けられていることを考慮す

ると、保険料は、14年1月23日から16年12月までの間で納付されたものとするのが自然である。14年の確定申告書の写しの国民年金保険料控除額は12か月分（控除額は二人分。以下同じ。）計上され、13年11月から14年6月までの保険料は同年中に納付されていることから、残り4か月分の保険料も同年中に納付したものと推認され、15年分の源泉徴収票の社会保険等の金額欄に記載されている金額のうち、当時の国民年金保険料の10か月分に相当する控除額が確認でき、16年分の源泉徴収票については、12か月分に相当する控除額が確認できる。これらの月数を合計すると26か月となる。申立期間は、合計29か月であることから、申立期間のどの月分について納付されたかについては特定できないものの、申立期間直前の納付状況を見ると、納付期限月が到来する都度、順番に納付していることが確認できることから、確定申告書等に計上されたと考えられる期間34か月分の保険料も13年11月から順番に納付されたものとするのが自然であり、妻が申立人の国民年金保険料と併せて同年11月から16年11月まで（厚生年金保険被保険者期間を除く。）の34か月を納付したと考えるのも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成14年7月から15年3月までの期間及び同年7月から16年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年7月から15年3月までの期間及び同年7月から16年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年7月から15年3月まで  
② 平成15年7月から17年2月まで

私たち夫婦の保険料は、私が月末に納付書で1か月か2か月分の夫婦二人分の保険料を金融機関で納付していた。平成15年3月に自営業を廃業した際、税務署に提出した確定申告書に国民年金保険料を記載して申告し、年末調整を申告する際、夫が勤務先に国民年金保険料の領収書を提出していた覚えがあるので、保険料は納付していたはずである。申立期間の確定申告書、源泉徴収票を所持しているので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしており、オンライン記録で保険料納付日が確認できる平成11年5月から14年6月までの期間の申立人夫婦の保険料の納付日は同一日とされていることが確認できる上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無い。

また、申立人は、夫の平成14年の確定申告書の写し及び15年分から17年分までの源泉徴収票（以下「確定申告書等」という。）を提出しているところ、夫のオンライン記録によると、14年には、同年1月23日に13年11月及び同年12月が納付され、14年6月までの保険料が順次納付されており、17年には、同年3月から18年2月までの保険料が納付されていることが確認でき、17年中の納付額は源泉徴収票の申告額と一致する。同年から税務申告の際に国民年金保険料の領収書や控除証明書などの添付が義務付けられていることを考慮すると、保険料は、14年1月23日から16年12月までの間で納付されたもの



と考えるのが自然である。14年の確定申告書の写しの国民年金保険料控除額は12か月分（控除額は二人分。以下同じ。）計上され、13年11月から14年6月までの保険料は同年中に納付されていることから、残り4か月分の保険料も同年中に納付したものと推認され、15年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載されている金額のうち、当時の国民年金保険料の10か月分に相当する控除額が確認でき、16年分の源泉徴収票については、12か月分に相当する控除額が確認できる。これらの月数を合計すると26か月となる。申立期間は、合計29か月であることから、申立期間のどの月分について納付されたかについては特定できないものの、申立期間直前の納付状況を見ると、納付期限月が到来する都度、順番に納付していることが確認できることから、確定申告書等に計上されたと考えられる期間34か月分の保険料も13年11月から順番に納付されたものとするのが自然であり、申立人が夫の国民年金保険料と併せて同年11月から16年11月まで（第3号被保険者期間を除く。）の34か月を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成14年7月から15年3月までの期間及び同年7月から16年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私が20歳になってから、母親が私の国民年金の加入手続をA村役場で行い、結婚するまで私の国民年金保険料を納付してくれた。当時同居していた姉や兄夫婦の保険料と一緒に自宅に来た集金人に納付していたと聞いている。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の婚姻前までの国民年金保険料を納付していたとする母親の納付記録を見ると、昭和36年4月（国民年金制度発足）からの国民年金加入期間の保険料は全て納付済みとされ、申立期間当時、母親が保険料を納付していたとする同居家族（兄夫婦及び姉）も国民年金加入期間に保険料の未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出整理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年9月3日にA村に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、この手続の際に資格取得日を遡って46年4月26日とする事務処理が行われたものとみられる。この国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち同年7月から47年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間直後の昭和47年度の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、前述のとお

り、納付意識が高かった母親が加入手続当時に納付可能であった申立期間のうち昭和46年7月から47年3月までの保険料についても同様に過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち昭和46年4月から同年6月までの保険料は、時効により納付することはできず、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から54年3月まで

私は、ねんきん定期便で申立期間の保険料が未納とされていることを知った。私の国民年金加入手続及び保険料の納付は、全て父親が行っていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする父親の納付記録を見ると、国民年金制度発足時の昭和36年4月から60歳到達前の59年\*月までの国民年金加入期間に未納は無いことから、父親の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和55年2月頃にA市B区役所で行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って20歳到達時である50年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。申立人の加入手続が行われたとみられる時期は、第3回特例納付実施期間（53年7月から55年6月まで）中であることから、申立期間を含む50年7月から54年3月までの保険料を特例納付及び過年度納付を利用して納付することは可能であった。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間直前の昭和50年7月から52年12月の保険料は加入手続が行われた4か月後の55年6月に特例納付されていることが確認できる。このため、前述のとおり、加入手続時期を基準とすると、申立期間は過年度納付が可能であったことから、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、納付意識の高かった父親が申立期間の保険料も納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

私は、国民年金に加入していたが、しばらくの間、国民年金保険料を納めていなかった。しかし、婚姻(昭和39年11月)後、時期ははっきり覚えていないが、妻が私の保険料が未納とされていることを知り、A社会保険事務所B支所(当時)に行き、加入後、納めていなかった全ての期間の保険料を窓口で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料に未納は無い。

また、婚姻後、申立人の保険料を納付していたとする妻の納付記録を見ると、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から52年8月までの期間及び53年6月から58年1月までの期間の国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、妻の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年10月1日にC町で払い出されていることから、その頃に初めて、申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って35年10月1日とする事務処理が行われたものとみられる。申立人は、婚姻(39年11月)後、時期ははっきり覚えていないが、妻が申立人の保険料が未納とされていることを知ったので、A社会保険事務所B支所に行き、加入後、納めていなかった全ての期間の保険料を窓口で一括納付したとしており、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間直後の

38年10月から40年3月までの保険料が同年10月15日に一括で過年度納付されていることが確認できる。この納付年月日を基準とすると、申立期間のうち、38年7月から同年9月までの保険料については、過年度納付が可能であったことから、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった妻が当該期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、当該期間の保険料も含めて過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の納付年月日を基準とすると、申立期間のうち、昭和36年4月から38年6月までは時効により保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間のうち、昭和36年4月から38年6月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月及び同年3月  
② 昭和45年10月から46年3月まで  
③ 昭和50年1月から同年3月まで

私は、国民年金加入手続の詳しいことは覚えていないが、申立期間①当時、A事業所に住み込みで働いていた時に、A事業所の妻が私と同僚のB氏と一緒に国民年金の加入手続を行ってくれたはずだ。加入後の国民年金保険料は、申立期間①は、A事業所の妻に保険料を渡し、同僚のB氏の分と一緒に納付してもらっていた。申立期間②も、その当時C事業所に住み込みで働いており、C事業所の妻に保険料を渡して納付してもらっていた。申立期間③は、A事業所で勤務していた時の同僚のB氏が事業主であるD事業所に勤め、D事業所の妻に保険料を渡して納付してもらっていた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間は合計で11か月と短期間である上、申立人は、申立期間①、②及び③を除く国民年金加入期間に保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立期間②については、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和45年11月16日にE市F区役所で行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って20歳到達時である同年\*月\*日とする事務処理が行われた

ものとみられる。このことは、G市の申立人の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間②の保険料は現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料は、C事業所に住み込みで働き、C事業所の妻に保険料を渡して納付してもらったとしているところ、公簿によると、申立人の申立期間②当時、申立人とC事業所の事業主及びその妻と住所地は一致していることが確認できることなどから、C事業所の妻が、申立人の申立期間②の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

2 申立期間③については、申立人は、以前A事業所で勤務していた時の同僚のB氏が事業主であるD事業所に勤め、事業主及びその妻に保険料を渡して納付してもらったとしているところ、事業主は、「申立人は申立期間当時、当所で勤務しており、申立人の家とは隣同士で住んでいた。国民年金保険料を預かって一緒に支払っていたのであれば、家内に頼んだと思う。」とし、その妻は、「お金を預かって一緒に納めていたとしたら、申立人の分と一緒に納めている。」としており、D事業所の事業主及びその妻の納付記録を見ると、昭和49年4月から同年12月までの期間（妻は、婚姻が同年10月のためこの期間を除く。）及び50年4月から55年3月までの期間の保険料が前納されていることが確認できる上、申立期間③前後の納付方法は、D事業所の事業主及びその妻の納付方法と一致することから、D事業所の事業主及びその妻が、申立人の申立期間③の保険料を一緒に納付していたと考えても不自然ではない。

3 申立期間①については、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするA事業所の妻は既に死亡しており、申立人は、A事業所の妻が申立人と同僚のB氏と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料もA事業所の妻に保険料を渡し、同僚のB氏の分と一緒に納付していたと思うが、詳しいことは分からないことから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、前述のとおり、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和45年11月16日にE市F区役所で行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って20歳到達時である同年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間①当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、前述の国民年金受付処理簿を見ると、申立人の国民年金加入手続時の住所地は、C事業所の住所地で行われたことが確認できること、及び同僚のB氏の国民年金加入手続は、国民年金受付処理簿によると、47年3月頃に行われている。このことから、申立人の申立期間①及び同僚のB



氏の保険料をA事業所の妻と一緒に納付することはできなかったほか、この加入手続時期を基準とすると、申立期間①の保険料は、過年度納付することが可能であったものの、申立人は、申立期間①の保険料を自身で納付した覚えは無いとしている。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月1日から33年6月15日まで  
② 昭和39年3月1日から40年5月21日まで  
③ 昭和40年5月21日から41年3月1日まで

日本年金機構からはがきにより、申立期間①、②及び③については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和42年8月29日に支給決定されたこととなっており、事業主が脱退手当金を代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、当該期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人の証言及びオンライン記録から、未請求の2事業所と申立期間②の事業所は同一の事業所であることが確認でき、同一の事業所の被保険者期間のうち、一部の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がされておらず旧姓のままであり、当該期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和

41年5月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間①については、当該期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月半後の昭和33年10月1日に支給決定されており、事務処理に不自然さはない。

また、当該期間の被保険者記号番号と当該期間より後の被保険者記号番号とは別番号となっており、当該期間の脱退手当金を受領したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

1 申立期間①のうち、平成15年4月16日から20年9月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年4月から16年9月までは20万円、同年10月から19年8月までは19万円、同年9月から20年8月までは18万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成20年9月1日から同年11月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑦までの期間について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は5万円、申立期間③は15万円、申立期間④は20万円、申立期間⑤は20万5,000円、申立期間⑥は25万円、申立期間⑦は27万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月から20年10月まで

- ② 平成15年 6 月 30 日
- ③ 平成15年11月28日
- ④ 平成16年 6 月 28 日
- ⑤ 平成16年11月29日
- ⑥ 平成17年 6 月 29 日
- ⑦ 平成17年11月29日

申立期間①の標準報酬月額が給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と比較して低い額になっている。また、申立期間②から⑦までの賞与についての記録も無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成18年8月、同年9月及び同年12月から20年8月までの期間については、申立人から提出された給与明細書及びA社が保管する平成20年給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「給与明細書等」という。)により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(1万3,580円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成20年9月及び同年10月については、オンライン記録によれば、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、15万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年1月に15万円から30万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(30万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(15万円)となっているが、上記の給与明細書等により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(1万3,580円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書等において確認できる保険料控除額から、平成18年8月、同年9月及び同年12月から19年8月までは19万円、同年9月から20年10月までは18万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成15年4月から18年7月までの期間、同年10月及び同年11月については、上記のとおり、その直後又は前後の期間に係る給与明細書等において確認できる保険料控除額は定額(1万3,580円)であること、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額が申立期間①を通じて一定(15

万円)であること、及び申立人と同様に申立期間①を通じてオンライン記録の標準報酬月額が一定(9万8,000円)である同僚二人から提出された給与明細書によれば、当該同僚二人は、いずれも申立期間①を通じて定額の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間において、その直後又は前後の期間と同額の厚生年金保険料(1万3,580円)を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成15年4月から16年9月までは20万円、同年10月から18年7月までの期間、同年10月及び同年11月は19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、上記の給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑦までについては、申立人の取引先銀行が保管する取引明細表により、申立人に対する当該期間に係る賞与の支給が確認できる。

また、当該取引明細表の当該期間における賞与振込額及び上記の同僚二人から提出された賞与明細書における賞与支給額及び保険料控除の状況の検証結果により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(申立期間②は5万円、申立期間③は15万円、申立期間④は20万円、申立期間⑤は20万5,000円、申立期間⑥は25万円、申立期間⑦は27万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑦までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記の同僚二人から提出された賞与明細書により、当該同僚二人も当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立人と同様にオンライン記録には当該期間の標準賞与額に係る記録が無く、申立人及び当該同僚二人について、社会保険事務所がいずれも記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から同年9月まで

平成4年6月にA社B支店から同社C支店に転勤したが、転勤の前後で役職も給与支給額も変更は無かった。転勤前は53万円であった標準報酬月額が転勤後には36万円と大幅に下がっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の同社C支店に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（以下「標準報酬決定通知書」という。）によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は36万円として届出されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

しかし、申立人は、「平成4年6月にA社B支店から同社C支店に転勤したが、転勤の前後で役職や給与支給額に変更は無かった。」と主張しているところ、当時のA社C支店の事務担当者は、「転勤の前後で申立人の仕事内容や勤務形態に変更は無く、給与支給額が大幅に下がるような事情も無かった。転勤後に申立人の標準報酬月額が17万円も下がることは考えられず、手続を間違えて誤った届出をしたものと考えられる。」と証言している。

また、A社は、「転勤前後の給与支給額に大きな変動が無いにもかかわらず、標準報酬月額が大幅に下がっているとすれば、転勤先の支店が、諸手当を入れ

ないで報酬月額を計算してしまうなど、手続を誤ったものと思われる。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、A社では、転勤先での資格取得時に標準報酬月額が大幅に下がっている同僚が複数確認できるところ、当該複数の同僚のうち、平成5年9月に同社C支店から同社B支店に転勤し、転勤前は53万円であった標準報酬月額が転勤後は34万円に減額されている同僚から提出された給与明細書によれば、当該同僚は、当該転勤の前後で給与支給額に大きな変動は無く、転勤後も転勤前と同額の厚生年金保険料（53万円の標準報酬月額に見合う保険料）を控除されていることが確認できる。

加えて、上記複数の同僚のうち、平成5年6月にA社本店から同社D支店に転勤し、転勤前は44万円であった標準報酬月額が転勤後は34万円に減額されている別の同僚は、「当時、転勤しても給与支給額が10万円も下がった記憶は無い。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（転勤前と同額の53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は届出の誤りを認めている上、標準報酬決定通知書により、事業主が申立期間の標準報酬月額を36万円として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 愛知厚生年金 事案5956

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和41年3月26日にA社に入社し、平成19年1月25日まで継続して勤務した。しかし、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和43年2月1日に同社から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年12月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を昭和43年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案5957

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月21日から41年2月1日まで  
脱退手当金の支給を受けた記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間（A社本店（2回目））の前の二つの被保険者期間（同社本店（1回目）及び同社B支店）についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これらの事業所は同一企業であることから、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている当該二つの被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料は自宅に来ていたA市役所の集金人に毎月納付したはずであるので、保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料をA市役所の集金人に毎月納付したとしているが、納付金額についての記憶は無いとしている上、同市では、申立期間当時、3か月ごとに保険料を集金していたことから、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人は、昭和47年11月8日に任意で国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるものの、56年3月25日に当該被保険者資格を一旦喪失しており、その後、再度、国民年金被保険者資格を取得したのは61年4月1日とされていることが確認できることから、申立期間については国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上記のことは、申立人の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)、A市の国民年金被保険者名簿及び還付整理簿において、一旦納付されていた昭和56年3月の保険料が還付されていることとも符合する。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から58年3月まで

私は、2年分の国民年金保険料は遡って納付できると聞いていたので、22歳になった昭和51年\*月頃にA社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続きを行い、昭和49年度と50年度の保険料を送付されてきた納付書によりまとめて金融機関で納付し、その後の保険料も送付されてきた納付書により金融機関で納付したことを覚えている。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年\*月頃にA社会保険事務所で国民年金の加入手続きを行い、その際に年金手帳を受領したとしているところ、制度上、国民年金の加入手続き及び年金手帳の交付に係る事務は市町村で行うこととされており、社会保険事務所（当時）では当該事務は行っていない上、申立人が加入手続きを行ったとする時期には同社会保険事務所は存在しないことから、申立人の加入手続き状況の記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は加入手続き後、送付されてきた納付書により昭和49年度及び50年度の保険料をまとめて金融機関で納付し、昭和51年4月からの保険料も送付されてきた納付書により金融機関で納付したとしているが、申立人は、申立期間に係る保険料の納付時期、納付周期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続きは、昭和59年10月頃にB市において行われ、その手続きの際に資格取得日を遡って49年\*

月\*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられることから、申立人が主張するように申立期間のうち、昭和49年度及び50年度の保険料をまとめて過年度納付し、51年度からの保険料を現年度納付することはできない上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、大半は時効により保険料を納付することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2991 (事案 843、1772 及び 2264 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から43年7月まで

私は、30年も40年も前の資料は無いので、当時の記憶を思い出し何度も申立てを行ったが、申立期間の国民年金加入記録が確認できないことをもって記録の訂正は認められないとされた。私は固定資産税や自動車税等の税金を未納にしたことは無く、きちんと納付してきた。国民年金保険料も同じ税金であると思っている。今は新たな資料は無いが、59歳の時に免除申請を行っていたこと及び私の税金の納付状況から総合的に判断していただきたい。申立期間の保険料について免除期間とされていないことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険庁(当時)の記録では、申立人は厚生年金保険の被保険者資格の取得により、昭和38年12月25日に国民年金被保険者資格を喪失し、52年5月1日に再取得していることから、申立期間は未加入期間となること、及び申立人は、申立期間においてA市役所のB出張所で加入手続をした旨主張しているが、加入に係る申立人の記憶は明確でなく、保険料納付に関与していなかったことから納付状況が不明である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間の保険料を免除申請したとする申立内容に変更して当委員会に申立てを行ったが、これは、当初の判断理由のとおり、申立期間は未加入期間となること等、申立人が申立期間について免除申請を行ったとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たら

ないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできないとして、当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間後に申請免除の実績があること、市民税等の納付状況、国民健康保険の加入状況等を踏まえ、申立期間の加入手続及び免除申請を行っていたとして当委員会に申立てを行ったが、これは、前回の申立て（2 回目の申立て）の判断理由のとおり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできないとして、当委員会の決定に基づき、平成 22 年 6 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料が無いことは認めており、申立人自身の税金の納付実績により総合的に判断するべきとして申立てをしているが、これは委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成3年3月まで

申立期間当時は学生だった。昭和63年4月頃、母親がA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、年金手帳の交付を受けた。国民年金保険料の納付については、納付金額は分からないが、母親が実家のある同市の市役所窓口で定期的に納付していたはずである。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、学生が任意加入とされていた時には加入していなかったが、A市から加入勧奨通知が来て学生も強制的に加入しなければならないということになったので加入手続を同市役所で行ったとしており、申立人の記憶と相違している上、保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年3月19日にA市に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はその頃に初めて行われたものとみられる。その手続の際、申立人は、申立期間当時、学生であったとしていることから、学生に対して第1号被保険者資格の適用が開始された日である3年4月1日まで遡って資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる（申立期間当時、学生については、制度上、国民年金任意加入被保険者資格対象者とされ、加入手続日から遡って被保険者資格を取得することはできな



い。)。このことは、同市が保管する国民年金全件リストの国民年金履歴欄において資格取得日が同日（学生）と記載されていること、及び前述の母親の証言とも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年4月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年4月まで

私は、知人から勧められ国民年金に任意加入し、第3号被保険者に変更されるまで、ずっと定額保険料と付加保険料を納付していた。自身が60歳を過ぎて年金を受給できることを知ったその時まで、パートとして働いていた期間が厚生年金保険に加入していたことは知らなかったので、自身では国民年金をやめる手続も再加入手続も行った記憶は無い。納付を証明するものは無いが、申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金定額保険料及び付加保険料を毎月集金に來た郵便局の人に納付書で納付したとしているが、申立期間の納付書の入手方法及び納付金額について明確に覚えていないことから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間当時A市及びB町に居住していたところ、同市の国民年金被保険者名簿は無いものの、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び転居後の同町の国民年金被保険者名簿によると、いずれも申立人は昭和50年2月28日に国民年金任意加入被保険者として資格取得し、同時に付加年金にも加入した後、51年4月5日に厚生年金保険被保険者となったため、同日に国民年金の被保険者資格を喪失したとされており、再び任意加入被保険者資格を取得したのは、53年5月30日とされている。その手続の際には定額のみでの加入手続が行われ、付加年金の加入手続が行われた記録は無い。このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の記載内容と

も符合し、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見受けられないことから、申立期間は国民年金に未加入となり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、昭和51年4月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、53年4月1日に資格喪失しており、申立人が主張するとおり当該期間の国民年金保険料が納付されていた場合、保険料は還付されることとなるが、当該期間の保険料が還付された形跡は見当たらない上、申立人も保険料が還付された記憶は無いとしている。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年2月まで

私は、昭和40年7月にA市からB市に転居し、その頃に同市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った時、新年度からの保険料を納付するように言われ、同年4月から同年7月までの国民年金保険料をまとめて同市役所の窓口で納付した。同年8月からは、毎月集金人に保険料を納付していた。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年7月にA市からB市に転居し、同市役所で国民年金の加入手続を行い、その手続の際に同年4月に遡って同年7月までの国民年金保険料をまとめて同市役所窓口で納付し、同年8月以降の保険料は毎月集金人に納付したとしているところ、同市では、国民年金担当窓口で保険料を納付することはできず、申立期間当時の同市の保険料収納方法は3か月単位であったとしている上、申立人は申立期間の保険料の納付金額の記憶は無いとしていることから、保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出整理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦ともB市において資格取得日を昭和46年3月15日として同年4月30日に夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容及び同市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。このためこの資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となることから、申立人は申立期間の保険料を納

付することはできなかつたものとみられる。

さらに、オンライン記録によると、夫は申立期間において昭和44年2月及び同年3月を除き厚生年金保険被保険者とされている。このことから、申立人は夫が厚生年金保険被保険者であった期間は国民年金任意加入対象期間となり、制度上、加入手続の時点から遡って被保険者資格を取得することはできない上、同年2月及び同年3月は夫婦共に強制加入被保険者となるが、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿において夫婦が加入していた形跡は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5958

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月8日から33年5月21日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきもらった。申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年5月21日の前後2年以内に資格喪失しており、脱退手当金の受給要件を満たす者27人の支給記録を確認したところ、18人に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年6月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5959

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月28日から34年1月31日まで  
② 昭和34年2月11日から36年12月21日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を請求したことも、受け取った覚えも無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る最終事業所に2回勤務しており、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立期間より前の期間についても脱退手当金の支給記録が確認できることから、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和37年2月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から42年6月まで  
② 平成2年10月から3年9月まで  
③ 平成8年10月から11年9月まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社して以来、現在に至るまで、転職しておらず、自身の給料が減額された記憶は無い。申立期間の標準報酬月額の変化は、明らかに不自然であると思うので徹底した調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が加入していたB基金（以下「基金」という。）から提出された加入員台帳によると、申立人の基金の標準報酬月額は、当該期間のうち、基金が設立された昭和41年11月30日から42年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、当該被保険者原票及びオンライン記録によると、A社で同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚のうち、申立人と同じ年齢及び勤続年数の男性は3人確認できるところ、当該3人は、いずれも申立人と同様に被保険者期間において標準報酬月額の低い期間が確認できることから、申立人の標準報酬月額推移のみが不自然である状況はうかがえない。

さらに、A社は、「申立期間①当時の賃金台帳は、既に処分しているので、申立期間の前月より申立人の標準報酬月額が下がった理由について確認できない。」と回答している。

申立期間②及び③について、申立人の当該期間に係る基金の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、基金から提出された複写式の



届出様式であったとされる平成7年から9年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された標準報酬月額も、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社は、「人事記録によれば、申立人は、平成2年3月16日に管理職になっていることから、残業手当が無くなったことに伴い標準報酬月額が下がったものと思われる。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、A社が名前を挙げた管理職経験者で、申立人と経歴が似ている同僚4人のうち、2人が申立人と同様に被保険者期間において標準報酬月額の低い期間が確認できることから、申立人の標準報酬月額の推移のみが不自然である状況はうかがえない。

加えて、申立人の当該期間に係るC健康保険組合の標準報酬月額も、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等、不自然な事務処理が行われた形跡は無く、申立人の標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5961

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月10日から36年12月8日まで  
A社を退職した後に脱退手当金を受け取った記録となっているが、手続きをした覚えは無く、脱退手当金を受け取った覚えも無い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票で管理されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和36年12月8日）の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性20人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、12人に支給記録が確認でき、そのうち9人については資格喪失日から約6か月以内に支給決定がされている上、当該支給決定の記録がある同僚が、「会社で脱退手当金の請求手続きをしてもらった。」と証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年4月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の3事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいわねない。

## 愛知厚生年金 事案5962

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月10日から40年10月2日まで  
② 昭和40年10月2日から42年3月2日まで

脱退手当金をもらった記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所のA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票で管理されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和42年3月2日）の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性28人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、18人に支給記録が確認でき、そのうち17人については資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある複数の同僚が、「会社が代理で手続をしてくれた。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱1405」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社同支店に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和42年6月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間①の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえなない。

## 愛知厚生年金 事案5963

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月27日から46年1月24日まで

A社の被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶があるが、B社における被保険者期間についても、脱退手当金が支給済みとされている。

B社は、上司とトラブルがあった翌日から出勤せず、脱退手当金の請求をした記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、旧姓で請求されているものの申立人の実家である住所が記載され、昭和47年2月26日にB社を管轄する社会保険事務所（当時）に提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定何を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、B社の被保険者期間及び申立人が受給したことを認めているA社の被保険者期間を併せた期間に基づいて脱退手当金が支給されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5964

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月16日から43年9月17日まで

A事業所及びB事業所については脱退手当金を受領したことは覚えているが、C社に勤務していた期間については受領した記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が婚姻後に住んでいたとされる住所が記載されている上、「隔地、支払済、43.12.21」の印が押されていることから、支払決定通知書が同住所地に送付されたものと考えられる上、請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人は「A事業所とB事業所の脱退手当金は受給した。」と述べているところ、「脱退手当金支給決定伺」によれば、申立人が脱退手当金を受給したと認めているA事業所の被保険者期間及びB事業所の被保険者期間と同時にC社の被保険者期間を併せた期間が計算の基礎とされていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、C社を退職した約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年11月1日から25年7月1日まで  
② 昭和25年7月1日から33年1月1日まで  
③ 昭和35年1月1日から同年2月1日まで

厚生年金保険の記録では、申立期間について脱退手当金を支給されたことになっているが、私はもらった覚えが無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務した申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月10日から37年12月5日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間について、脱退手当金を支給されたことになっていることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務した事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年12月5日の前後2年以内に資格喪失し、受給資格のある27人の脱退手当金の支給記録について調査したところ、24人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和38年4月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、長期間、国民年金に加入した記録が無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案5967

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月10日から30年5月6日まで

私は、脱退手当金の請求手続を行った記憶は無く、受け取った記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年5月6日の前後2年以内に資格喪失し、受給要件を満たした12人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和30年8月31日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5968

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月13日から36年1月15日まで

日本年金機構から届いた確認はがきを見て、申立期間に係るA社B支店の厚生年金保険被保険者記録について、脱退手当金を受給したことになっているのを知ったが、脱退手当金という言葉も知らず、受給した記憶も無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後6ページに記載されている女性87人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年1月15日の前後2年以内に資格喪失し脱退手当金の受給要件を満たす43人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、39人について支給記録が確認でき、29人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされているほか、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年4月21日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には同年3月9日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5969

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月28日から40年5月26日まで

私は、日本年金機構からの確認はがきを受け取って、昭和40年8月に脱退手当金を受給したことになっていることを知った。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後11ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年5月26日の前後3年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす者9人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5人に支給記録が確認でき、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年8月25日に支給決定されている上、脱退手当金支給一覧簿に申立人の名前が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月4日から42年1月1日まで

私は、A社B支店の被保険者記録について脱退手当金を受給したが、C事業所の被保険者記録について脱退手当金を受給した記憶は無い。A社B支店の脱退手当金を記憶しているのに、その後にもらったC事業所の脱退手当金を忘れることはないはずだ。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和42年5月12日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5971

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月25日から46年1月21日まで

私は、A社を退職後に一度は脱退手当金を受け取った。B社は結婚のために退職したが、脱退手当金を請求したのならC社の分も一緒に請求しているはずである。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当時申立人が住んでいた住所地が記載されている上、脱退手当金裁定伺には、申立人の住所地の郵便局に隔地払いされたこと、申立人が勤務していた事業所名、及び当該勤務期間が記されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和46年3月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5972

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月1日から34年7月1日まで  
② 昭和41年10月15日から42年12月19日まで  
③ 昭和42年12月19日から46年1月20日まで

平成21年頃に自分の年金記録を確認した際、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和46年3月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5973

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月9日から29年4月1日まで  
② 昭和29年4月1日から31年9月20日まで  
③ 昭和31年9月20日から34年4月3日まで

結婚のため、申立期間に係る最終事業所を退職し、脱退手当金の支給記録がある時期には、新居に移り、姓も変わっている。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、支給記録を取り消し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和34年8月20日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す記録が認められるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月5日から41年8月13日まで

申立てに係る事業所を退職する時、退職金をもらっていないし、脱退手当金の話も無かった。脱退手当金の受給記録を取り消して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年8月13日の前後2年以内に資格喪失した者34人のうち、受給資格者17人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、16人について支給記録が確認でき、そのうち15人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年10月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案5975

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月20日から36年7月31日まで

私は、A社を出産のため昭和36年7月31日に退職した。脱退手当金の支払日が37年11月14日となっており、1年以上も過ぎてから受給したとは考えられない。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月半後の昭和36年9月13日に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5976

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から38年4月1日まで

私は、結婚するためA社を退職したが、その際、脱退手当金を受給した記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書によると、申立人の住所欄には、婚姻先の住所とともに夫の氏名が記載され、社会保険事務所（当時）は、申立人に対して隔地払により支払を行ったことが確認できる。

また、当該裁定請求書には、住所を訂正した記録がある上、書類不備補正のための再提出願も保管されており、再提出の受付日（昭和38年9月30日）から支給決定（同年10月30日）までの期間が1か月と短いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5977

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月1日から39年11月20日まで  
② 昭和40年2月1日から41年9月11日まで  
③ 昭和41年9月21日から43年2月11日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求の際、添付書類として提出された退職所得の受給に関する申告書には、「退職金を支給しない。」旨の記載とともに、A事業所の代表者印の押印がある上、脱退手当金裁定請求書及び上記申告書には、戸籍には記載されていない申立人が主張する結婚後の住所が記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和43年5月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5978

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月5日から43年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和44年1月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月2日から35年8月7日まで  
② 昭和36年6月21日から38年2月21日まで  
③ 昭和38年2月21日から同年3月21日まで

私が勤務した3社のうち2社については、脱退手当金を受け取り厚生年金保険から脱退したことになっている。しかし、私は、厚生年金保険料を支払っていたことは記憶しているが、脱退手当金を受給した記憶が無い。今回、日本年金機構より確認はがきを受け取ったので、調査の上、申立期間の被保険者記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の複数の同僚は、「会社に手続をしてもらい脱退手当金を受給した。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「退」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年6月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。